

森林法による立木の伐採に係る事務手続き

伐採を予定している森林は、森林法第5条による地域森林計画の対象民有林ですか？
対象かどうかは、市担当課(林業振興課(053-457-2159)または天竜森林事務所(053-922-0031))へお問い合わせ
いただくか、「静岡県森林情報システム」でご確認ください。

届出不要

対象森林でない

対象森林である

保安林

保安林以外

保安林内で立木を伐採する場合は、許可や届出が必要です

保安林かどうかは、静岡県へご確認ください。
※天竜区外: 西部農林事務所森林整備課(053-458-7235)
天竜区内: 天竜農林局森林整備課(053-926-2314)

伐採目的は、
開発のためですか？ 林業活動のためですか？

開発目的

林業活動

開発面積は？

森林経営計画の認定を受けていますか？

(※)太陽光発電施設の場合
0.5ha(5,000㎡)と読み替える

1ha(10,000㎡)を超える(※)

1ha(10,000㎡)以下(※)

いいえ

はい

事前に(伐採開始日の前90~30日)

事後に(伐採または造林の後30日以内)

林地開発許可(森林法第10条の2)が必要です

詳しい手続きについては、市林業振興課(053-457-2159)で
ご確認ください。

「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です
(森林法第10条の8第1項)

【提出先】天竜区外: 林業振興課 / 天竜区内: 天竜森林事務所

伐採完了後30日以内、造林完了後30日以内

**「伐採に係る森林の状況報告書」と
「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出が必要です**
(森林法第10条の8第2項)

【提出先】天竜区外: 林業振興課 / 天竜区内: 天竜森林事務所

「森林経営計画に係る伐採等の届出書」の提出が必要です
(森林法第15条)

【提出先】天竜区外: 林業振興課 / 天竜区内: 天竜森林事務所